



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月2日
第525号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務の委託（文化芸術振興課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	1
滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務の委託（教育総務課）	2
滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務の委託（教育総務課）	2

○ 公 告

緊急防災工事計画決定公告（耕地課）	2
公共測量実施公告（監理課）	3
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	3

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）	3
-----------------------------	---

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（甲賀）	4
----------------------------	---

○ 公 安 委 員 会 公 告

検定実施公告（生活安全企画課）	4
-----------------	---

○ 正 誤

令和5年5月12日付け第409号特定病院の公告中	5
令和5年6月2日付け第415号特定病院の認定取消しの公告中	6

告 示

滋賀県告示第226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 村田和彦
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市打出浜15番1号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和6年7月1日

滋賀県告示第227号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所	事業所の	申請者の名称およ	主たる事務所	サービス	介護保険
-----	------	----------	--------	------	------

の名称	所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	の所在地	の種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護 フィットケ ア南草津	草津市南笠東 一丁目16-24	有限会社アイリス 代表取締役 細川寛 子	草津市南笠東 一丁目16-24	訪問介護	令和6.7.1	2570601993

滋賀県告示第228号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 委託の相手方

滋賀県職員生活協同組合 大津市京町四丁目1番1号
一般財団法人愛の田園振興公社 東近江市妹町184番地1

2 委託事務の内容 滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務

3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 徴収の方法 納入通知に基づく振込

滋賀県告示第229号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 委託の相手方 茨木畜産 茨木弘文 京都府京都市右京区山ノ内北ノ口町22-2

2 委託事務の内容 滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務

3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 徴収の方法 納入通知に基づく振込

公 告**緊急防災工事計画決定公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営三谷・奥出ため池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和6年6月20日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 縦覧に供する書類 県営三谷・奥出ため池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課

3 縦覧期間 令和6年7月2日から令和6年7月31日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年8月15日までに審査請求をすることができる。

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営南ヶ谷池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和6年6月21日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 縦覧に供する書類 県営南ヶ谷池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の

写し

- 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および大津市産業観光部田園づくり振興課
- 縦覧期間 令和6年7月2日から令和6年7月31日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年8月15日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(航空写真測量、写真地図作成、数値地形図データ更新)
- 作業の地域 大津市全域
- 作業の期間 令和6年6月28日から令和7年3月21日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量、地形測量)
- 作業の地域 高島市安曇川町常磐木
- 作業の期間 令和6年7月1日から令和6年11月15日まで

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和6年7月2日に変更した米原東北部都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年7月2日

滋賀県南部環境事務所長 卯田 隆

- 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
栗東市出庭字蛸田484番、484番3、485番、485番2、486番、486番2、486番3
- 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年7月2日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービス楽々	甲賀市信楽町勅旨349	有限会社ロッシュ・ジャパン 代表取締役 岩田光徳	草津市平井五丁目10番20-911号	通所介護	令和6.7.1	2571401294

公安委員会公告

検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和6年7月2日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

1 検定の種別、級、定員および実施期日

種別	級	定員	実施期日	
施設警備業務	2級	20人	学科試験	令和6年10月4日(金)午前10時から正午まで
			実技試験	令和6年11月8日(金)午前10時から午後5時まで
交通誘導警備業務	2級	20人	学科試験	令和6年10月4日(金)午後1時から午後3時まで
			実技試験	令和6年11月15日(金)午前10時から午後5時まで
雑踏警備業務	2級	20人	学科試験	令和6年10月4日(金)午後3時から午後5時まで
			実技試験	令和6年11月22日(金)午前10時から午後5時まで

2 実施場所 蒲生郡日野町大字北脇1番3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊

3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員

4 受検申請手続等

(1) 申請期間 令和6年9月2日(月)から同月11日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 申請場所

ア 滋賀県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

イ 滋賀県内の営業所に所属する警備員 所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

ウ 次の書面のうち該当するもの1通

(ア) 滋賀県内に住所地を有する者 住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等その他の住所が明らかとなる書面)

(イ) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面

(4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。

5 検定手数料および納付方法 検定申請書提出時に、施設警備業務2級にあつては16,000円、交通誘導警備業務2

級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、検定申請を受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付 申請を受理した警察署において、後日、受検票を交付する。

7 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。

8 検定内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の30分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を終えること。

(2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参すること。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にあつては、制服および制帽を着用すること。

10 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話077-522-1231)または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

11 その他 天災その他不可抗力の事態により、検定日、場所等を変更し、または検定を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

正

誤

ページ	行	誤	正
3	5	第33条第4項	第33条第3項

令和5年6月2日付け第415号特定病院の認定取消しの公告中

ページ	行	誤	正
4	下から26	第33条第4項	第33条第3項